

千葉県鯛の浦におけるタイの食物禁忌

山口 くるみ

ある生き物について、何らかの理由をもって「捕ってはならない」「食べてはならない」という禁忌が存在する。このような食物禁忌の成立背景や現在の伝承のあり方を明らかにすることは、人間と生き物の関係について考えるきっかけになる禁忌研究を発展させるだろう。

本稿では、食物禁忌の事例のなかでも、マガイを「捕る／食べる」ことを厳禁している千葉県鴨川市小湊の鯛の浦について取り上げ、禁忌の背景と、どのようにその禁忌が現在まで存在し続けてきたのかを考察する。

一、食物禁忌に関する先行研究

食物禁忌に関する先行研究には、魚貝の種類に応じた以下の研究があげられる。

まず、ウナギの食物禁忌について、佐野賢治氏はウナギ食物禁忌成立における、ウナギの生態的特徴・地域的特性・虚空蔵

信仰の三つの要素を取り上げ、それぞれの関係と歴史の変遷などについて言及している^①。

つぎに、アワビの食物禁忌については日野西真定氏をはじめとした三名の研究がある。日野西氏はアワビ食物禁忌と日下部氏一族との関連を説き、その背景には熊野修験が関係するとい^②う。その考えは、その後、鈴木秋彦氏の佐渡の事例調査によって、補強されていく^③。花部英雄氏は、アワビが難船を救う話に注目し、説話の背景にアワビをなりわいとする人々の関連を説く。日野西氏らとは異なり、日下部氏が海人族の末裔であったと指摘する^④。

また、イルカの食物禁忌について、谷川健一氏は、貴重な食料源であったイルカが神聖視され、それが後世になって禁忌の意識が生まれたと述べている^⑤。

これら先行研究では、禁忌の成立について、信仰圏・氏族・生業といった点から指摘されているが、本稿では、限定された地域における、食物禁忌の成立を地域の伝承背景から検討していく。

二、マダイの生態

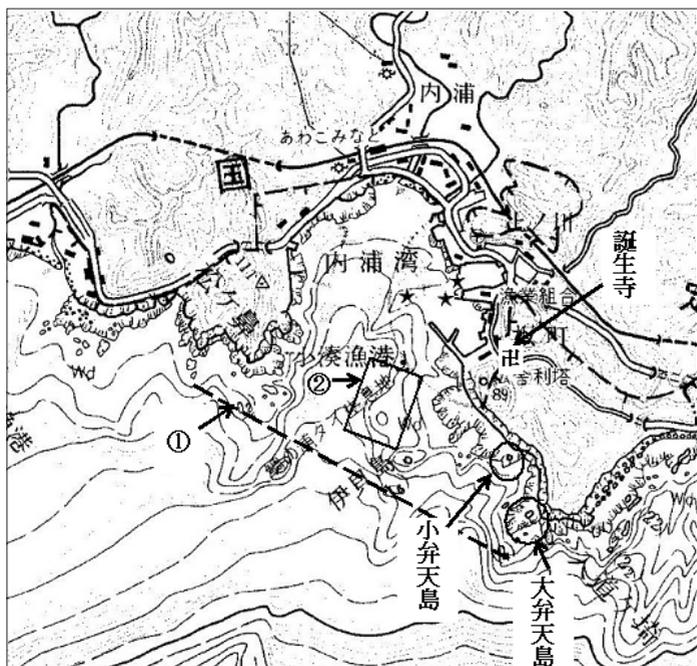
ここでは禁忌の対象とされているマダイを、地域の人々による呼称に従い、便宜上、全てタイと表記する。

鈴木克美の『鯛』によれば、タイは底魚の仲間で、成長に応じて移動する回遊魚であるという⁽⁶⁾。産卵期には数十メートルの海底から、水深二十メートルよりも浅い暗礁のまわりや、隆起した海底の頂上近い場所へ移動するという。

【図】の等深線からうかがえるように、大弁天島・小弁天島周辺は、干潮時に出現する陸地や島などからすぐに水深が深くなっていく場所である。このような環境がタイにとって住みよい場所であったと考えられる。しかし、底魚であり、回遊魚であるタイが鯛の浦に居つき、人間に餌付けされている理由は、科学的に十分解明されていない。通常の生態からは考えられない、餌付けされている鯛の浦のタイは小湊周辺の人々から「不思議なもの」として捉えられ、国の特別天然記念物に指定されている⁽⁷⁾。

三、伝承地の概要

房総半島南東部に位置する小湊は、現在、千葉県鴨



【図】内浦湾周辺図（『鴨川湾 海底地形図』『沿岸の海の基本図（五万分の一）』一九八四 海上保安庁）番号等は筆者が書きこんだ。

①点線内…マダイ保護区（タイの漁獲の禁止）

②枠内…特別保護区域（全面的な漁獲の禁止、遊覧船からの餌付けもこの周辺）

川市に編入されているが、近世初期には内浦村の誕生寺領の一部であった。その後、元禄年間頃には誕生寺領の大半を占めて「小湊村」として独立した。つまり小湊は、江戸期を通じて誕生寺と深い関わりを持っていたようである。しかし、明治二十二年（一八八九）に、隣に接する内浦村と合併し、「湊村」となり、昭

和三年（一九二八）には町制施行によって「小湊町」となる。昭和三十年（一九五五）に、天津町との合併し、「天津小湊町」となったが、平成十七年（二〇〇五）に鴨川市に吸収合併された。

小湊は太平洋に面し、古くから漁業が盛んであった。近世頃から誕生寺の門前町として栄え、現在では誕生寺や鯛の浦を利した観光も盛んで、鯛の浦のタイの餌付けが見物できる「鯛の浦遊覧船」が出ている。

誕生寺は建治二年（一二七六）に祖師日蓮の誕生の地を記念して開創したとされる、日蓮宗の大本山である。天正八年（一五八〇）と慶長九（一六〇五）年に、房総の武将であった正本頼忠から領地の寄進を受け、江戸時代には七十石の土地を寺領として安堵される。七十石の内訳は、『元禄郷帳』以降、小湊が五十三石、市川が十三石、内浦が三石で、小湊の五十三石のうち十石は海石である。⁹⁾

元禄十六年（一七〇三）に起きた「元禄地震」による地震と津波、そして宝暦年間には大きな火災に見舞われ、この間、何度か場所を移転していると言われているが、正確な場所は定かではなく、また文書等の喪失も激しいようである。¹⁰⁾

タイの餌付けが行われている「鯛の浦」は、内浦湾の大弁天島と小弁天島の間を指すとされるが、人により解釈が異なる。餌付けのタイが見られる場所という人もいる。この場所はタイの特別

保護区域として全面禁漁区となっている。（ ②の範囲）

「鯛の浦」は地図に「妙の浦」とも書かれることがあるように、両者は使い分けされ、タイの棲息地、観光の地名としては「鯛の浦」を用い、公の地名は「妙の浦」を用いる。歴史的には、元禄十三年（一七〇〇）に作成された『裁許絵図』に「鯛の浦」とあり、その後、嘉永五年（一八五二）『南海紀行』以後の文献には「妙の浦」の名前も登場する。この名については、いつの時代か、日蓮宗の僧侶が「妙法蓮華経」の一字をとって名付けたと言われている。

四、近代以前のタイの食物禁忌伝説

地域の概要等確認したうえで、次に、鯛の浦のタイ食物禁忌について、どのように伝承されているのか見ていきたい。

1 「とにかく、ここの人たちは、鯛は食べない。もう日蓮聖人の化身だつていわれますから」（昭和十三年生、男性、小湊）

2 「この湾のなかの鯛は、絶対小湊の人は食べることはないと思いますよ。三奇瑞つていって、日蓮上人がお生まれになったときに、浜辺に、無数のマダイがたくさん現れて、誕生を祝ったという話が伝わってるんですね」（遊覧船船頭、男性、小湊）

3 「日蓮さんが病にやられたときに、南無妙法蓮華経ってお経をあげたら鯛がモクモクでてきたって。そのために鯛は食べちゃいけないってことになった。三〇〇メートル四方以内の決まりがあつて、その中ではとっちゃいけないってお嫁にきたときに舅さんから聞いた。」(八十代女性、昭和三十六年から内浦に在住)

2 の中に出てくる「三奇瑞」とは、日蓮が誕生した際、庭先に清水が涌き、庭前の海上に蓮華の花が咲き、海では大鯛・小鯛が無数に群れ跳躍したということを指している。ところで、この三名の話から、鯛の浦周辺に人々は日蓮に関連づけてタイを捕ったり食べたりしないことがわかる。タイは日蓮の化身、お使いと言われており、その背景として日蓮誕生の際の三奇瑞の伝説をあげる人がほとんどである。

この禁忌の成立背景について、歴史的に検討を加えていきたい。成立に関する問題として二つ取り上げる。一つは、現在日蓮に関わって伝承されている禁忌が、初めから日蓮に関わっていたのかどうか、ということである。このことについて、鯛の浦の禁忌について書かれた【表1 鯛の浦の文献史料】から検討していく。

ここにあげたものは鯛の浦の禁忌について書かれた史料十六例を集めて、比較したものである。「禁忌の由来」を見ていくと、日蓮誕生の際の三奇瑞(9)、(10)、(11)、(12)、(13)、(14)、(16)、もう一

【表1 鯛の浦の文献史料】

史料	項目	禁忌の由来				禁忌の対象	
		三奇瑞	海上髭 題目	その他	日蓮以外	場所	タイ
① 無著庵見性『房総志料続編』(1832年)					弁財天	弁財天の祀られた島の東南、鯛の浦	
② 克庵處士『南遊紀行』(1852年)						小島の間	
③ 栗水並木正韶『南游詩草』(1888年)						小島の間	
④ 瀬川光行『日本之名勝』(1900年)				○*		鯛の浦	
⑤ 羽山常太郎『鯛の浦』(1917年)			○			浦ベ	
⑥ 藤沢衛彦『日本伝説叢書 安房の巻』(1919年)			○			妙の浦(鯛の浦)	
⑦ 吉野寛一『小湊案内』(1921年)			○				○
⑧ 岡巖編『房総詩誌』(1924年)				○*			○
⑨ 「名勝 鯛の浦」(1926年)		○		○*		明神島付近	
⑩ 「鯛ノ浦たい棲息地」(1926年)		○	○			浦	○
⑪ 再生外骨「鯛の浦の鯛」(1930年)		○					○
⑫ 佐々木喜一郎「天然記念物としての魚」(1931年)		○					○
⑬ 籀木外岐雄「魚類の天然記念物」(1938年)		○	○				○
⑭ 末広恭雄「鯛の浦紀行」(1953年)		○					○
⑮ 石原耕作「鯛の浦たい生息地について」(1957年)			○				○
⑯ 「タイを育てる漁民」(1960年)		○					○

* 「禁忌の由来」、「それ以外」④、⑧は「日蓮が直接殺生を禁じたから」、⑨は「母の蘇生を記念したため」である。

つは日蓮が海へ題目を書き、海上に出現した字体をタイたちが食べたという海上髭題目の伝説(⑤、⑥、⑦、⑩、⑬、⑮)、それら二つ以外の日蓮に関わるもの(④、⑧、⑨)がある。一方で日蓮に全く関係しないもの(①、⑱)も存在した。

史料の内容について、さらに詳しく見ていこう。管見の限り、初めて鯛の浦の話が登場するのは天保三年(一八三二)刊行の『房総志料統篇』である。

蓮華堂の向ふに小島有。弁財天を安置す。此島の東南に鯛の浦と云所有。舟にて到るべし。此所殺生を禁ず、弁財天魚を惜しみ給ふ。若し此所にて魚を捕ふる者は必ず病を受くと。故に里人恐れて魚を捕へず。漁舟此所に到れば、小魚を海中に投じ、鯛の餌とす。魚も人の声を聞いて浮び出で、餌を与ふるを待つと。凡、鯛の大き四五尺許、わらさの長さ九尺許なるを見る事ありと。

ここで確認できるのは、この時点ですでにタイに餌を与えていること、また、日蓮ではなく弁財天を理由に漁獲を禁止していることである。ここに引用した部分の前には、日蓮誕生の三奇瑞のうち、清水が涌いた話、蓮華の花が咲いた話はあるが、日蓮にまつわるタイの話は書かれていない。また、引用部分の「小島」とは「東南に鯛の浦」という言葉から、おそらく、小弁天島のことと思われるが、その場所では、全ての魚の殺生が禁止

られていることがわかる。

【表1】の「禁忌の対象」の項目を見ると、「小島の間」、すなわち大弁天島・小弁天島の間場所が殺生禁断の地として捉えられ、一九二一年『小湊案内』以降、禁忌の対象がタイだけになっていく。それ以前には『房総志料統篇』同様、タイに関する記述はあるが、殺生禁断の対象はタイのみではない。このことから、大弁天島・小弁天島付近の場所が、日蓮とは別の理由によって漁獲が禁じられていたが、いつしかそこに棲息していたタイだけが特別視されていた経緯を指摘できる。場所に対する特別視は、現在、小湊の人々が鯛の浦のタイは食べないが、館山や勝浦で獲れたタイは食べると話すことや、外で回遊するタイと鯛の浦のタイとは見分けがつくと話す漁師の言葉からもうかがえる¹²。

二つ目の問題点は、史料の中で三奇瑞が多く登場する一方、日蓮宗全体において日蓮誕生時の三奇瑞が伝承されていたのかどうか、ということである。このことについて、近代以前の日蓮の伝記を刊行年順に並べ、その三奇瑞の有無についてまとめた表(表2)を利用し、検討していく。

日蓮死後の伝記において、筆頭のものにあげられる『元祖化導記』(①)には三奇瑞について何も書かれていないが、天文五年(一五三六)『日蓮聖人註画讃』(最古の写本「京都本圀寺本」、②)に清水が涌き出した話が登場する。その後、享保年間の『本化別頭高祖伝』(⑤)に「蓮華が淵」の記述も見られる。これ以

【表2 日蓮誕生の三奇瑞】

	刊行年	著作名	著者	三奇瑞		
				産湯	蓮華が淵	鯛
①	文明 10 年 (1478)	『元祖化導記』	行学院日朝	×	×	×
②	天文 5 年 (1536)	京都本圀寺本『日蓮聖人註画讃』	伝 日澄	○	×	×
③	永祿 9 年 (1556)	『元祖蓮公薩埵畧伝』	圓智日性	○	×	×
④	慶安 2 年 (1649)	『日蓮聖人註画贊及抄』	日収	○	×	×
⑤	享保 5 年 (1720)	『本化別頭高祖伝』	智寂日省	○	○	×
⑥	安永 8 年 (1780)	『高祖年譜攷異』	健立 玄得	○	○	×
⑦	寛政 2 年 (1790)	津山妙法寺本『日蓮聖人註画讃』	?	○	○	×
⑧	寛政 5 年 (1793)	『高祖累歳録』	深見要言	○	○	×
⑨	寛政 7 年	『本化高祖紀年録』	深見要言	○	○	×
⑩	安政 5 年 (1858)	『日蓮上人一代図会』	誕生寺現住 日琢	○	○	×
⑪	慶応 3 年 (1867)	『日蓮大士真実伝』	小川泰堂	○	○	×
⑫	平成 24 年 (2012)	『日蓮大聖人正伝』		○	○	○

降、この二つの伝説については江戸時代の終わりまで引き継がれるが、近年出版された伝記本『日蓮大聖人正伝』(⑫)にタイにまつわる話が登場し、「三奇瑞」となる。つまり、近代以前の伝記にはタイにまつわる話が出てこなかったことが明らかである。

このことから、三奇瑞の中の一つとされたタイにまつわる話は、日蓮宗全体というのではなく、この土地独自で成立し、伝えられてきたものであると考えられる。

五、近代におけるタイの食物禁忌

(1) 「禁忌を破った人」をめぐる話

禁忌の成立背景について、新たな視点から追究してきた。ここからは現在、禁忌がどのように伝承されているのか、禁忌とともに語られる「禁忌を破った人」をめぐる話を中心に見ていこう。

【図】にあるように、特別保護区域ではタイを含めた魚の捕獲自体が全面禁止となっている。また、①の線の内側である内浦湾の湾内も保護区域としてタイ漁は禁止されているが、この湾内で行われる、イセエビの刺し網漁に、稀にタイがかかってしまうことがある。このとき、タイが生きていれば海に放し、死んでいれば遊覧船の会館に届け、後に火葬するというのが慣例となっている。しかし、湾内でとれたタイは回避するタイである場合もあり、水揚げすることも可能であるが、行わない。このことから、鯛の浦のタイへの対応は法による規制のみでなく、禁忌意識に基づいているものと言えるだろう。

そこで、禁忌を破った人をめぐって、次のような話がある。

4 「どこかの人っていうと、やっぱ漁師。タイを捕って、やっぱ逃がしてやれって言ったんだって、その人はね。「いやあ、だってこんなの」つって水揚げして、お金に換えた。そ

したら、二、三日後に奥さんが階段から落ちて歩けなくなっちゃった」(昭和二十二年生、男性、内浦)

5 「あるときに、あの、鯛を釣っちゃったと。そのひとはその他の人にもやっつた。その人ももらっていったと。すると帰りに事故起こしちゃった。それを目の前に見てるって、こないだ、釣りの人が言っちゃたね」(昭和十三年生、男性、小湊)

どちらの話も最近起きた出来事、最近人に聞いた出来事として語られている。この他にも、地域の住民は、タイを釣って病気になってしまった人の話や、亡くなってしまった人の話を多く伝えている。また、「昔、タイを釣って、こんな目にあった人がいる」という話を、子どもの頃に親や周りの大人から聞いていたという人もいる。このように、禁忌を破って制裁を受けた話が話題になることによって、禁忌意識が増幅されていくであろう。

(2) 禁忌意識の背景にある小湊と内浦の地域環境

4 の内浦の住人の話のように、小湊のみならず隣集落の内浦でも鯛の浦の禁忌が伝えられている。鯛の浦のある内浦湾は、小湊だけでなく、内浦の人々も利用するため、タイの禁忌については内浦の人々も知っているのは当然であるが、話を聞いていると、「最近では禁忌の話はあまり聞かない」「その話なら、小湊の方が詳しい。内浦の人はあまり分からないだろう」といっ

た声を耳にする。内浦と小湊では、禁忌意識に温度差があるように思われる。なぜこのような差が生まれたのだろうか。

① 歴史・経済的背景

このことを考えるにあたって、まず、タイの保護管理の主体となっている妙の浦遊覧船協業組合の沿革を確認する。

『房総叢書続篇』にあったように、漁師がタイに餌を与えることは天保三年(一八三二)時点で行なわれていたが、タイを見せる遊覧船を出したのは明治頃になってからである。明治に入り、誕生寺の寺領が国有化され、明治三十四年(一九〇一)、ある華族が鯛の浦を含めた周辺の土地の払下げを国へ申請する。しかし、誕生寺貫主や小湊区長、区議会議員らによってタイの保護について陳情があり、払下げは却下された。このとき、「誕生寺永年鯛魚禁漁区」として指定されたのが保護の始まりのようである。この時点で、遊覧船の営業の主体は誕生寺にあり、委任と言う形で、実質的な運営は小湊地区の人々が行なっていた。

大正十一年(一九二二)には「鯛の浦タイ棲息地」として天然記念物に登録され、遊覧船のお客さんもだんだんと増えてきたところで、昭和五年(一九三〇)に「妙の浦遊覧船の町営問題」が起こる。この頃、内浦と合併して小湊町となっていたが、遊覧船における利益はすべて小湊地区が占有していた。そこで、内浦側の議員の賛成多数により、遊覧船を小湊による管理ではなく、町管理にしようという案が可決される。しかし、小湊側

からの「遊覧船は小湊が占有している財産であり、唯一の財源を町に提供すると、区の支出がすべて個人の負担となる。それは無理である」という陳情を受け、引き続き小湊が運営することとなった¹⁴。

この後、運営主体をはっきりさせようということで、昭和二十九年（一九五四）には「妙の浦遊覧船企業組合」が発足し、後に「協業組合」に変更された。以前、組合員は小湊出身者もしくは在住者へ嫁いで三年経過した者でなければその資格が与えられなかった。規約が緩和された現在でも、役員が小湊内の各組から選出されていることや、現小湊区長と氏子総代を組合の理事長が務めていることから、現在に至るまで小湊が運営主体となっていることは明らかである。

近代以降の小湊におけるタイの遊覧船の運営は、大きな財源となっている一方で、内浦は経済面での利益が特になかった。遊覧船の運営は、タイの保護・管理に直結しており、経済面においても、近代以降、小湊とタイの結びつきが一層強化されていったと考えられる。

②宗教・信仰的背景

次に、小湊と内浦における日蓮宗との関わりについて触れる。既に述べたように、小湊はもともと誕生寺の寺領として成り立っていた村であり、歴史的に誕生寺と深く関わってきた。誕生寺の住職によれば、小湊における誕生寺の檀家数はおよそ

二〇〇世帯とのことで、それは小湊の全二七三世帯の七割以上を占めている¹⁵。小湊には誕生寺以外に日蓮宗の妙蓮寺という寺院があるが、残る約七十世帯もほとんどがその妙蓮寺の檀家だろうという。また、氏神として祀る「番神さま」は、法華経信仰者を守護する三十番神である。これらのことから見ても、小湊には日蓮宗に対する篤い信仰があることは間違いないだろう。

内浦でも日蓮宗の信仰はあるが、内浦は歴史的に誕生寺の寺領でなく、勝浦藩や岩槻藩の藩領、ときには幕府領として存在してきた。また、内浦には西連寺という天台宗の寺院が平安時代から存在しており、その檀家も少なからずいる。信仰心の比較は難しいが、小湊は内浦より誕生寺と歴史的に深い関わりがあり、それは今でも続いていると言える。

さらに、鯛の浦のタイに関する行事「鯛供養」にも注目したい。この行事は、毎月六日、鯛の浦で死んだタイを供養するために、誕生寺内にて行なわれるものである。遊覧船の組合員の女性約五十名と組合の理事が参加し、誕生寺祖師堂と、誕生寺の境内にある「妙の浦タイの墓」の前で読経が行われる。「鯛供養」には組合員、すなわち小湊の人しか参加することができない。しかし、一年に一度、六月六日に開催される年行事には組合員以外に、内浦に住む数名も訪れる。

また、一月の鯛供養は「弁天まつり」の行事と合同で行なわれる。これは、一年の大漁と家内安全を願い、海の上で大弁天とタイに向けて読経する行事である。これには、組合員と理事、

それから遊覧船の船頭、そして日蓮宗のお坊さん（誕生寺、妙蓮寺、高生寺の各寺から一名ずつ）が参加する。鯛供養と合同の行事となる以前は、漁が始まる前のいい日を選んで、徒歩や船で弁天様に挨拶をしに行く「弁天参り」をしたという。内浦は「弁天まつり」には参加しないが、一月二日に「ノリゾメ（乗り初めか）」といって、弁天様、すなわち大弁天島へ挨拶してから新年はじめての漁をする。なお、「ノリゾメ」は内浦だけでなく、内浦湾近辺で漁をする小湊や、さらに遠い地域の人々によって、今も行なっている。

ところで、この「鯛供養」は昭和四十七年（一九七四）にある事件をきっかけにはじまった行事である。これは昭和四十七年五月末から六月初頭にかけて起こったもので、内浦の漁師がタイを水揚げした後、内浦の女性に霊が憑依したという事件である。小湊と内浦の双方から聞いた、同じ事件に関する話を次に比較してみる。¹⁶⁾

憑依の状況など、さまざまな点で違いが見られるが、最も注目されるのは「解決の方法」と「解決者」である。C氏は事件の関係者で、現場を見ており、憑依を解決するために「拝み屋さん」や「おひかりさん」といった複数の祈祷師が女性のもとにやってきたことや、日蓮宗高生寺の檀家であるため、高生寺のお坊さんも、何人かいた宗教者の一人としてお祓いに参加していたことを記憶している。そのお祓いによって、女性は憑依

小湊と内浦の語りの比較

	小湊の語り A氏（昭和六年生、男性）、B氏（昭和五年生、男性）	内浦の語り C氏（昭和二十二年生、男性）
憑依の状況	①水揚げ者が体調不良のため、集落の人が氏神へ祈願している場／②海上での鯛供養祈願の船上	朝日堂で毎月行なうお籠りの最中
被憑依者	①、②とも祈願にきていた同一女性	水揚げ者の斜め前の家に住む女性
憑依の状態	マダイがのりうつたように暴れる	「寒い寒い」「水くれ」といって震える
解決者	「お上人さん」（日蓮宗のお坊さん）	「拝み屋さん」「おひかりさん」などの祈祷師
解決の方法	事件関係者と協業組合組合員と「お上人さん」が船三艘で海へ出て、鯛の浦へ題目を唱える。	複数の宗教者のお祓い。後日、近くの船着き場から鯛の浦へ向けての読経。
その後	水揚げした人の病気も同時に治り、退院した。	ずっと後になってから、水揚げした人が亡くなる時に「寒い」「水くれ」と言って苦しんだ。女性も同時に苦しんだ。
鯛供養	毎月6日に行なう	年に一度、事件の日の6月6日のみ参加。

の状態から解放されたという。

一方、小湊のA氏とB氏の話では、憑依の解決のため、日を置いてから、憑依された女性を含めた事件関係者と遊覧船協業組合の組合員、そして誕生寺か妙蓮寺の「お上人さん」らが船に乗り、鯛供養に参加している。そこで、同じ女性が再びタイに憑依されたところを「お上人さん」が題目を唱えることによって解決したという点も注目される。

この話を聞いた小湊のB氏は、実際にその時、船に乗って供養に行ったという。C氏の「船上の供養には事件関係者は参加していない。おそらく事件を知った小湊の人が鯛の浦の方でやったことなのだろう」という言葉もふまえて考えると、この船上供養は小湊独自で行なったものだと考えられる。いずれにせよ、小湊の人々による船上供養、さらに言えば「お上人さん」の力によって、このタイ憑依事件の解決が図られたことは明らかである。

前述したように、年に一度しかこの鯛供養に参加しない内浦に対して、毎月欠かさず鯛供養を行なう小湊において、誕生寺を筆頭とする日蓮宗による、タイ食物禁忌への積極的な関わりが見られるのである。つまり、小湊には誕生寺をはじめとした日蓮宗の強い信仰があること、また、月供養に参加しない内浦に対し、小湊では鯛供養を通して、日蓮宗と信者である小湊の人々、そしてタイとの密接な結びつきが形成されていたことが考えられるのでわかる。

おわりに

最後に、これまで指摘したことをまとめると次のようになる。まず、タイ食物禁忌の背景には、鯛の浦という場所が意識されていたこと、そして日蓮が伝説に関わる以前に別の由来があったことを指摘した。天保三年（一八三二）時点で大弁天島・小弁天島にまつわる弁財天信仰によって、この場所が殺生禁断の地とされていたことから、日蓮伝説以前に漁師の信仰があったと推測される。

次に、タイの食物禁忌について、禁忌を破り制裁を受けた話が繰り返し語られることによって、禁忌に対する意識が強まり、人々の行動を規制することにつながっていた。さらに、小湊においては、経済的・信仰的な理由によって、日蓮宗・タイ・小湊、三者の相互の結びつきが強化されて現在に至っているといえる。

今後は、本稿で指摘した、日蓮伝説以前の禁忌が、どのようにして発生し展開してきたのか、その歴史的経緯について明らかにしていきたい。

注

(1) 佐野賢治「鰻と虚空蔵信仰…禁忌の歴史民俗学的一考察」

『民族学研究』四一（三三二）一九七六 日本文化人類学会

(2) 日野西真定「但馬の山岳信仰」五来重編「山岳宗教史研究叢書 十一 近畿霊山と修験道」一九七八名著出版

<http://kumishitei.bunka.go.jp/bsys/maindetails.asp> (二〇一七年九月七日最終閲覧)

(3) 鈴木秋彦「あわびを食べない家―新発田藩重臣伊織家の事例を中心として―」『新発田郷土誌』十二 一九八三

(8) 「村のくらし 小湊村」『ふるさと資料 天津小湊の歴史』上巻 一九九八 天津小湊町、鴨川市史編さん委員会『小湊のあゆみ』二〇〇七 鴨川市教育委員会を参照した。

新発田郷土研究会、「溝口伊織家文書にみる鮑の信仰」『新発田郷土誌』三十三 二〇〇五 新発田郷土研究会、「鮑食禁忌伝承の変容―鮑物資源生産から俵物生産への転換のなかで」竹田和夫編『アジア遊学(一六六) 歴史の中の金・銀・銅―鉱山文化の所産』二〇一三 勉誠出版

(9) 前掲注(8)

(4) 花部英雄「鮑が沈没を防いだ話」『漂泊する神と人』二〇〇四 三弥井書店

(10) 寺尾英智『小湊山史の散策』二〇〇〇 誕生寺

(5) 谷川健一「歴史を回帰する意識―聖なる生き物・イルカや白鳥」『白鳥伝説』一九八六 集英社

(11) 寺尾英智『続小湊山史の散策』二〇〇六 誕生寺

(6) 鈴木克美『ものと人間の文化史 六十九・鯛』一九九二 法政大学出版局

(12) タイの主な棲息地は【図】②の範囲だが、昔は「伊貝島」周辺などもう少し外海に近い辺りに棲んでいたものがだんだんと内へ移動してきているという。また、鯛の浦付近に棲息するタイ以外の魚を水揚げして、病気になる者もいるという話がある。

(7) 文化庁の国指定文化財等データベースによれば「外房内浦湾一帯は、古来日蓮上人生誕のゆかりによって建てられた誕生寺の寺領として殺生を禁断されてきたもの、各種の魚類が生息するが、中でも伊貝島岩附近のタイはよく人に馴れ、餌を与えると群遊してこれを求め壮観を呈する。本来深海にすむ回遊魚が、このように馴らされている例は他に見られない」として、「鯛の浦タイ生息地」が特別天然記念物に指定されている。(「国指定文化財等データベース」)

(13) 『妙の浦(鯛の浦)の沿革』一九八五 小湊妙の浦遊覧船協業組合

(8) 鴨川市史編さん委員会『小湊のあゆみ』二〇〇七 鴨川市教育委員会

(14) 鴨川市統計書 平成二七年度版』二〇一六 鴨川市企画政策課

(9) 小湊の語り

(15) 昭和四十七年(一九七二)五月末、内浦の住民(昭和四年生、故人)がマダイを捕り、市場へ揚げたことをきっかけに具合が

(10) 昭和四十七年(一九七二)五月末、内浦の住民(昭和四年生、故人)がマダイを捕り、市場へ揚げたことをきっかけに具合が

(16) 昭和四十七年(一九七二)五月末、内浦の住民(昭和四年生、故人)がマダイを捕り、市場へ揚げたことをきっかけに具合が

(11) 昭和四十七年(一九七二)五月末、内浦の住民(昭和四年生、故人)がマダイを捕り、市場へ揚げたことをきっかけに具合が

(17) 昭和四十七年(一九七二)五月末、内浦の住民(昭和四年生、故人)がマダイを捕り、市場へ揚げたことをきっかけに具合が

(18) 昭和四十七年(一九七二)五月末、内浦の住民(昭和四年生、故人)がマダイを捕り、市場へ揚げたことをきっかけに具合が

(19) 昭和四十七年(一九七二)五月末、内浦の住民(昭和四年生、故人)がマダイを捕り、市場へ揚げたことをきっかけに具合が

悪くなり、町内の亀田総合病院へと行く。検査をするが、どこにも悪いところがないため、内浦の人々は地区の氏神に病氣平癒の祈願をする。しかし、その場で祈願していた女性にマダイが乗り移ったように暴れ出した。そのため、内浦の役員は急いで漁業組合の方へ相談しにいき、二日後の六日に祈願することになった。供養の日までマダイはホルマリン漬けにされていたが、大きくて恐ろしかったという。六日、内浦の人々と協業組合組合員が総出で船三隻に乗り題目を唱えてお祓いしにいくと、その途中再び女性にマダイが乗り移り暴れ出した。お上人さん（日蓮宗のお坊さん）が題目を唱えたとおさまったという。その後、入院していた漁師も退院することができた。この事件がもととなり、それ以降一度も欠かすことなく毎月六日に供養を行ない、祥月命日には必ず内浦の人々も参列する。（昭和六年生、男性、小湊、遊覧船船頭）（昭和五年生、男性、小湊、遊覧船船頭）

（内浦の語り）

昭和四十年頃のことだったと思う。朝日堂で毎月のお籠りをして日蓮聖人を拜んでいるときに、参加していた一人の女性の様子がおかしくなった。「寒い寒い」「水くれ」と言って震えがとまらなくなり、家に連れて帰っても治まらない。何人もの「拝み屋さん」とよばれる宗教の祈禱師のような人がきて、お祓いをした。そのなかで、女性の話を聞いた祈禱師が、「これ

はタイに憑かれている」とした。実はそのタイに憑かれた女性の斜め前の家に住む人が、タイを水揚げしていたのだった。そんなことは全く知らないはずの女性がさまざま水揚げの状況を語った。

近くの船着き場から鯛の浦の方へお経をあげた記憶はあるが、みんなで船に乗った記憶はない。鯛の浦の方でやっていたことなのだろう。水揚げされたタイはあまりに大きかったので、ホルマリン漬けにされた。これがきっかけで鯛供養はじまった。年一回の鯛供養には漁師の関係者は皆行く。また、タイを釣り上げた人が亡くなったときに、「寒い、水くれ」などとうなされたそうだが、その女性も同時にうなされていたという。（昭和二十二年生、男性、内浦、漁師）

【表一】出典

①無著庵見性『房総志料続篇』（『房総叢書』六 一九四一 房総叢書刊行会）

②克庵處士『南遊紀行』（『房総叢書』八 一九四二 房総叢書刊行会）

③栗水並木正韶『南游詩草』（『房総叢書』八 一九四二 房総叢書刊行会）

④瀬川光行『日本之名勝』一九〇〇 史伝編纂所

⑤羽山常太郎『鯛の浦』『安房の伝説』一九一七 京房通報社

⑥藤沢衛彦『日本伝説叢書 安房の巻』一九一九 日本伝説叢

書刊行会

- ⑦吉野寛一『小湊案内』一九二一 酒五商店
- ⑧岡巖編『房総詩誌』一九二四 千葉活版所
- ⑨「名勝 鯛の浦」『千葉縣安房郡誌』一九二六 千葉縣安房郡教育会

- ⑩「鯛ノ浦たい棲息地」『史蹟名勝天然記念物調査』、第1輯 一九二六 千葉県

- ⑪再生外骨「鯛の浦の鯛」『旅と伝説』二十八号 一九三〇 三元社

- ⑫佐々木喜一郎「天然記念物としての魚」『趣味の魚学』一九三一 杉山書店

- ⑬鈴木外岐雄「魚類の天然記念物」文部省編『天然記念物調査報告 動物之部 第3輯』一九三八 文部省

- ⑭末広恭雄「鯛の浦紀行」『尾鰭をつけない魚の話』一九五三 石崎書店

- ⑮石原耕作「鯛の浦たい生息地について」自然公園財団『国立公園』一九五七

- ⑯「タイを育てる漁民」〔週刊読売 一九六〇年一月一七日号〕一九六〇 読売新聞社

〔表2〕 出典

- ①寛文六年（一六六六）版『元祖化導記』（日蓮宗全書出版会『日蓮上人伝記集』一九一〇 須原屋書店）

- ②京都本願寺本『日蓮聖人註画讃』（川添昭二ら監修『図説 日蓮聖人と法華の至宝』第七卷 二〇一四 同朋舎メディア工房）

- ③寛文九年（一六六九）版『元祖蓮公薩埵畧伝』（日蓮上人伝記集）

- ④享保二十一年（一七三六）版『日蓮聖人註画賛及抄』（日蓮上人伝記集）

- ⑤享保二十一年（一七三六）版『本化別頭高祖伝』（日蓮上人伝記集）

- ⑥弘化四年（一八四七）版『高祖年譜攷異』（日蓮上人伝記集）
- ⑦津山妙法寺本『日蓮聖人註画讃』（図説 日蓮聖人と法華の至宝）

- ⑧深見要言『高祖累歳録』川崎久敏編『高祖累歳録』一九六一 日本仏書刊行会

- ⑨深見要言『本化高祖紀年録』山口晃一監修『日蓮聖人伝記全集』一九八七 法華ジャーナル

- ⑩日琢『日蓮上人一代図会』大橋新太郎編『仏教各宗高僧実伝』一八九六 博文館

- ⑪小川泰堂『日蓮大士真実伝』鈴木初雄編『日蓮大士真実伝』一九五二 万有社

- ⑫阿部日顕監修『日蓮大聖人正伝 改訂版』二〇一二 大日蓮出版

（やまぐち・くるみ／國學院大學大学院博士課程前期）